

学校法人 青森田中学園 教育ローン利子補給奨学金規程

(名 称)

第1条 この奨学金は、学校法人青森田中学園教育ローン利子補給奨学金と称する。

(目 的)

第2条 この規程は、学校法人青森田中学園（以下「学園」という。）に入学及び在学する学生で、経済的理由により学園が指定する金融機関やクレジット会社および日本政策金融公庫（以下「金融機関等」という。）が取り扱う教育ローンを利用して、学納金を完納した者に対して、その利息の全部又は一部を奨学金として給付し、学業の継続を支援することを目的とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、教育ローンの利息の年度の合計額とし、1人あたり年5万円を上限とする。

(採用人数)

第4条 採用人数は、原則として毎年度30名以内とする。

(給付時期と方法)

第5条 給付時期は、原則として後期学納金完納後の1回とする。ただし、卒業後は給付しない。
2. 給付方法は、奨学生名義金融機関口座に振り込むものとする。

(出願手続)

第6条 奨学金の給付を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
(1) 教育ローン利子補給奨学金受給申請書 ※様式ダウンロード：[word形式](#) / [pdf形式](#)
(2) 金融機関等が発行した返済計画書等（借入者・返済期間・利息が明記されたもの）の写
(3) 学納金支弁者の前年度所得証明書（市区町村発行のもの）又は前年の源泉徴収票

(出願時期)

第7条 出願は、年度ごとに行うものとする。

(選考時期)

第8条 奨学生の選考は、原則として毎年度ごとに1回行うものとする。
2. 採用は、所得等の経済状況を優先して選考する。ただし、他の奨学金との重複採用は妨げない。

(取扱い担当)

第9条 奨学金に関する事務は、総務部が行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。